



疑問相談

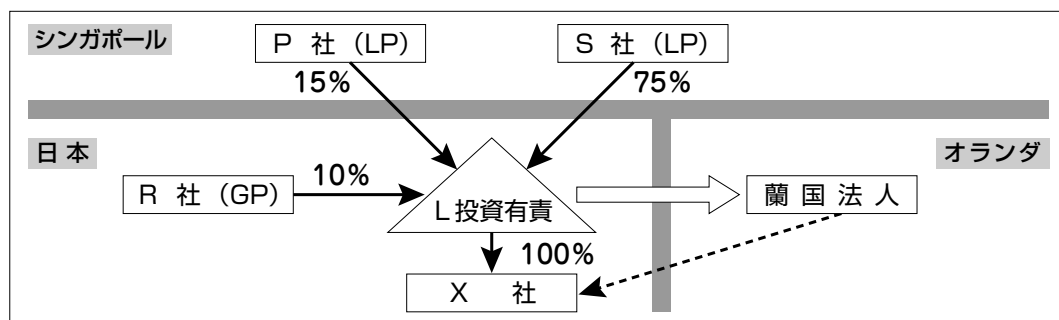
国際課税（法人税）

外国法人の国内ファンドへの投資に係る課税関係

Q シンガポール法人であるP社（LP）は、国内ファンドのL投資事業有限責任組合（L投資有責）の組合財産である内国法人X社の株式につき、L投資有責を通じて、その15%の持分を2年間保有し、また、S社（LP・シンガポール法人）及びR社（GP・内国法人）も同期間に75%及び10%の持分を保有していましたが、今般、L投資有責がX社株式のすべてをオランダ法人に譲渡したため、P社、S社及びR社がL投資有責を通じて有するX社株式に係る15%、75%及び10%の持分についても移転しました。加えて、P社は、L投資有責について、①業務執行行為は一切行わず、②GPと特殊な関係になく、かつ、③その投資事業以外の事業に係る国内PEを有していません。さらに、P社は、期限内に、税制上の特例を受けるための各種書類を所轄税務署長に提出しており、LPSの契約締結日からその提出日まで、上記①から③までの事実関係が継続しています。

なお、P社は、X社株式の保有及び譲渡について、L投資有責に係るPEを通じて行っており、L投資有責は、パススルーエンティティ（導管事業体）であるため、納税義務者に該当しません。また、X社株式は不動産化体株式に当たりません。

この場合、P社が、L投資有責の組合財産であるX社株式につき、L投資有責を通じて、その持分を保有及び譲渡したことについて、税務上の取扱いをご教示ください。



A P社は、L投資有責に係るPEを日本国内に有していますが、「PE特例」、「源泉徴収特例」及び「事業譲渡類似株式特例」の適用によ

り、P社に係るPE帰属所得及び事業譲渡類似株式の譲渡による所得につき課税を受けることはなく、また、P社の受ける分配利益額に係る所得税につき源泉徴収が不要となります。

したがって、P社がL投資有責の組合財産であるX社株式につき、L投資有責を通じて、その持分を保有及び譲渡したことについて、課税関係は生じません。

【解 説】

1 定義

(1) LPS (リミテッド・パートナーシップ)

LPSは、投資事業有限責任組合契約及びこれに類する外国組合契約に基づく組合のことをいい(投資事業有限責任組合契約に関する法律2②、3①、措法41の21④二・六)、一般的にファンドの組成に用いられています。

(2) 投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づき設立され、GP(無限責任組員)及びLP(有限責任組員)により構成されています(投資事業有限責任組合契約に関する法律2②)。

(3) GP (ジェネラル・パートナー)

GPは、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合の業務執行者で、組合運営に関する全責任を無限に負う無限責任組員のことをいいます(措法41の21④五)。

(4) LP (リミテッド・パートナー)

LPは、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合の投資家・資金出資者で、組合に対する責任が投資金額に制限される有限責任組員のことをいいます(措法41の21④三)。

2 外国法人(LP)に対する課税の原則

(1) PE 帰属所得

外国法人(LP)がLPSに係る国内PEを有する場合、PE帰属所得が国内源泉所得として課税されます(法法138①一)。

(2) 分配額に係る所得税の源泉徴収

外国法人(LP)がLPSに係る国内PEから配分を受ける金銭等の分配利益については、その分配額に係る所得税(20.42%)につき、その支払時に源泉徴収されます(所法161①四、212①⑤、213①一、復興財確法13)。

(3) 事業譲渡類似株式の譲渡

外国法人(LP)がLPSに係る国内PEを有さない場合、次の要件(25%・5%要件)を満たす内国法人の株式に係る持分の譲渡を行ったときには、事業譲渡類似株式の譲渡として、当該持分の譲渡による所得が国内源泉所得として課税されます(法法138①三、法令178①四ロ④⑥)。

(a) 25%要件

株式持分の譲渡に係る事業年度終了の日以前3年内のいずれかの時に、その内国法人の特殊関係株主等(株主とその同族関係者及び他の組員)が当該内国法人の発行済株式の25%以上に相当する持分を保有していたこと

(b) 5%要件

株式持分の譲渡に係る事業年度において、その内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式の5%以上に相当する持分を譲渡したこと

3 外国法人(LP)に対する課税の特例

(1) 制度趣旨

LPS(ファンド)を通じた海外資金を

我が国に呼び込むため、一定の要件を満たす外国法人(LP)について、①LPSに係るPE帰属所得が課税対象とならない特例(PE特例)、②LPSに係る分配利益につき所得税の源泉徴収が不要となる特例(源泉徴収特例)及び③事業譲渡類似株式の譲渡に係る「25%・5%要件」をLPSの組合員単位で判定する特例(事業譲渡類似株式特例)が設けられています。

(2) PE特例

LPSに係る外国法人(LP)で、国内PEを通じて事業を行うもののうち次に掲げる要件を満たす「特例外国LP」については、PE帰属所得が課税対象とならない「PE特例」が適用されます(措法67の16④、41の21①、措令26の30①④⑨)。ただし、この特例は、当該特例の適用を受けようとする外国法人が、「特例適用申告書」を所轄税務署長に提出し、かつ、LPSの契約締結日からその提出日まで継続して「特例外国LP」の要件を満たす「PE特例要件」を充足する場合に限り、その提出の日以後の期間について適用されます(措法67の16④、41の21⑤)。

- (a) LPSの外国LPであること
- (b) LPSの業務執行行為を行わないこと
- (c) LPSの組合財産に対する持分割合等が25%未満であること
- (d) LPSのGPと特殊関係にないこと
- (e) LPSの事業以外の事業に係る国内PEを有しないこと

(3) 源泉徴収特例

LPSに係る外国法人(LP)が、上記(2)の「特例外国LP」に該当し、かつ、

「PE特例要件」を満たす場合に、国内PEから配分を受ける金銭等の分配利益について、その分配額に係る所得税の源泉徴収が不要となる「源泉徴収特例」が適用されます(措法41の21①⑤)。

(4) 「PE特例」に係る譲渡所得の取扱い

PE帰属所得が、「PE特例」の適用により課税対象とならない場合、PEに帰属する資産の譲渡により生ずる所得については、PE帰属所得に該当しないものとみなして、税法の規定を適用することとされています(措法67の16③)。

(5) 事業譲渡類似株式特例

外国法人(LP)が、上記2(3)のとおり、LPSの組合財産である内国法人の株式につき、その特殊関係株主等として、当該外国法人及び他の組合員の組合全体で、「25%・5%要件」を満たす場合、その株式に係る持分の譲渡について、①当該外国法人(LP)が、上記(2)の各要件を満たす「特例外国LP」で、かつ、「PE特例要件」を満たすとき、又は②下記の(a)、(b)及び(c)に掲げる要件を充足する「3要件充足外国LP」に該当するとき、短期保有株式(保有期間が1年未満の株式)及び破綻金融機関株式に係る持分の譲渡である場合を除いて、事業譲渡類似株式の譲渡に係る「25%・5%要件」の判定を「LPSの組合員単位」で行う「事業譲渡類似株式特例」が適用できます(措令39の33の2①、26の31③)。ただし、この特例は、その譲渡日を含む事業年度に係る申告書の提出期限までに、当該特例の適用を受ける旨等の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出する「書類提出要件」を満たす場合に

限り適用されます(措令39の33の2④、26の31⑤)。

(a) LP要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内でLPS契約を締結している期間にLPであること

(b) 業務執行要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内でLPS契約を締結している期間に、当該契約に基づいて行う事業に係る業務執行行為を行わないこと

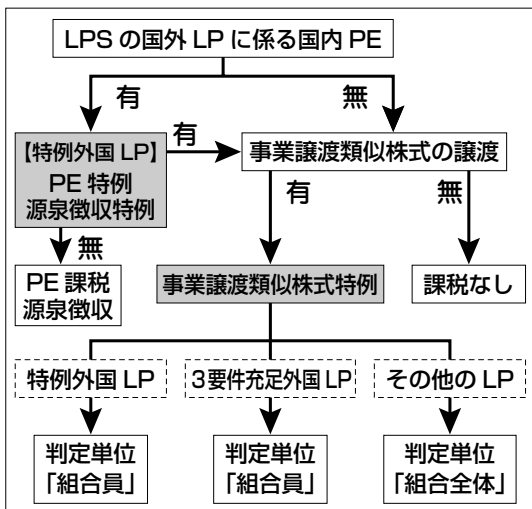
(c) 25%要件

譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれの時点においても、当該外国法人に係る組合員を除く特殊関係株主等が、当該内国法人の発行済株式の25%以上の株式に係る持分を保有していないこと

4 国外LPに係る課税フローチャート

LPSの国外LPについて、「PE特例」、「源泉徴収特例」及び「事業譲渡類似株式特例」に係る課税関係は、次のフローチャートのとおり整理できます。

【国外LPに係る課税関係】



5 事例の検討

(1) 「PE特例」及び「源泉徴収特例」

外国法人(LP)がLPSに係る国内PEを有する場合、上記3(2)の「特例外国LP」に該当し、かつ、「PE特例要件」を満たす場合、「PE特例」及び「源泉徴収特例」の適用により、LPSに係るPE帰属所得は課税対象とならず、また、その分配額に係る所得税の源泉徴収も不要となります。

この点、P社は、日本国内に、L投資有責(国内ファンド)に係るPEを有する外国LPに該当するところ、L投資有責に係る業務執行行為は一切行わず、L投資有責の組合財産に対する持分割合が15%(25%未満)であり、L投資有責のGPと特殊な関係がなく、かつ、L投資有責に係る投資事業以外の事業に係る国内PEを有していないことから、P社は「特例外国LP」に該当します。また、P社は、「特例適用申告書」を所轄税務署長に提出し、LPSの契約締結日からその提出日まで継続して「特例外国LP」の要件を満たしていることから、「PE特例要件」を充足しており、P社が、L投資有責を通じて、X社株式に係る持分を保有し、また、譲渡したことにより生ずるPE帰属所得については、「PE特例」により課税の対象となりません。さらに、P社がLPSから受ける分配利益額に係る所得税についても、「源泉徴収特例」により源泉徴収が不要となります。

なお、PE帰属所得が、「PE特例」の適用により課税対象とならない場合、PEに帰属する資産の譲渡により生ずる所得は、PE帰属所得に該当しないもの

とみなされることから、別途、事業譲渡類似株式の譲渡に係る課税の適否を検討する必要があります。

(2) 事業譲渡類似株式特例

外国法人(LP)が、LPSの組合財産である内国法人の株式につき、その特殊関係株主等として、当該外国法人及び他の組合員の組合全体で、「25%・5%要件」を満たす株式に係る持分を譲渡した場合、上記3(5)の①「特例外国LP」で、かつ、「PE特例要件」を満たすとき、又は同3(5)の②「3要件充足外国LP」に係る要件を満たすとき、同3(5)の「書類提出要件」を充足した場合には、短期保有株式及び破綻金融機関株式の譲渡に該当する場合を除き、「事業譲渡類似株式特例」により、事業譲渡類似株式の譲渡に係る「25%・5%要件」の判定を「LPSの組合員単位」で行うことができます。

この点、P社、S社及びR社は、L投資有責の組合財産であるX社株式につき、L投資有責を通じて、その15%、75%及び10%の持分を2年間保有し、また、L投資有責がX社株式のすべてをオランダ法人に譲渡したため、P社、S社及びR社がL投資有責を通じて有するX社株式に係る15%、75%及び10%の持分についても移転したこととなります。したがって、L投資有責の全体では、「25%・5%要件」を充足するものの、P社は、上記(1)のとおり、「特例外国LP」に該当し、

かつ、「PE特例要件」を満たし、また、その譲渡日を含む事業年度に係る申告書の提出期限までに、当該特例の適用を受ける旨等の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出していることから、「書類提出要件」を満たします。さらに、X社株式は短期保有株式及び破綻金融機関株式のいずれの場合にも該当しません。

以上のことから、P社は、「事業譲渡類似株式特例」を適用し、「25%・5%要件」について、「組合員単位」により、P社のX社株式に係る持分のみで判定することができることから、P社のL投資有責を通じたX社株式に係る持分割合は15%であることから、P社は「25%・5%要件」を満たさず、L投資有責を通じてX社株式に係る持分を譲渡したことについて、事業譲渡類似株式の譲渡に該当せず、課税対象とはなりません。

(3) 結論

P社は、L投資有責に係るPEを日本国内に有していますが、「PE特例」、「源泉徴収特例」及び「事業譲渡類似株式特例」の適用により、P社に係るPE帰属所得及び事業譲渡類似株式の譲渡による所得につき課税を受けることはなく、また、P社の受ける分配利益額に係る所得税につき源泉徴収が不要となります。

したがって、P社がL投資有責の組合財産であるX社株式につき、L投資有責を通じて、その持分を保有及び譲渡したことについて、課税関係は生じません。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹